

平成28年度事業計画

平成28年度の事業計画は下記の各事業の実施事業計画を明記します。

(公益社団法人移行認可申請の事業項目)

I 公益目的事業

公1 人と動物が共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

1. 公衆衛生及び社会福祉増進事業
2. 動物愛護普及啓発事業
3. 家畜衛生及び畜水産業振興支援事業

公2 学術の振興を目的とする事業

1. 獣医学術九州地区学会・大会事業
2. 講習会・研修会開催事業

II 収益事業

収1 獣医療証明書等頒布事業

III その他の事業

他1 会員相互扶助事業

IV その他法人関連事業

事業実施方針

国内の経済状況は、安倍政権の経済対策の強力な推進により、わずかながら景気回復の兆しはあるものの、円安による輸入品目の値上げ、原油価格の下落が継続し、TPP交渉妥結の不安定な要素もあり先行き不透明な状況でもあります。

アジア近隣諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の悪性伝染病の発生が継続しており、海外からの侵入が危惧され防疫対策の徹底が推進されてきました。

昨年1月本県において高病原性鳥インフルエンザが発生し、行政機関・関係団体の連携のもと迅速かつ懸命な防疫措置により蔓延を防止し、終息が図られました。

このような中、本会は行政機関及び関係団体と連携して、公益目的事業の着実な推進と充実した事業の展開並びに組織の運営に務めることが求められています。

本会の運営並びに事業計画及び収支予算等の遂行については、法令はもとより定款、各種規程並びに業務要領に基づき的確に取り組みます。

会員各位が社会的使命感や責務を共有し、質の高い獣医療の提供に向け、自己研鑽に努め、狂犬病予防事業や動物愛護・保護事業の推進を充実するとともに、人畜共通感染症（狂犬病）や家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等）の侵入防止・まん延防止のため、技術習得や情報提供に努めます。

定款第3条及び第4条に基づき、獣医学術及び技術の振興及び普及、獣医師道の高揚等を図り、動物に関する保健衛生及び愛護精神の向上、安全安心な畜水産食品の生産振興、人の公衆衛生の向上、社会福祉の増進、自然環境の保全に寄与することを目的として、次の事業を推進します。

I 公益目的事業

(公1 人と動物が共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業)

本事業の趣旨は、県民と動物が、心豊かに暮らせる社会環境を整えることを目的として次の事業を実施します。

1. 公衆衛生及び社会福祉増進事業

狂犬病予防等の人と動物の共通感染症の発生を予防し、その知識の普及・啓発による公衆衛生の向上及び社会福祉の増進を目的とする事業を実施します。

(1) 狂犬病予防注射事業

犬の予防注射接種を徹底し犬の集団免疫力を高め、発生を予防します。

本事業は、厚生労働省局長通達（昭和25年10月5日厚生省公衆衛生局長通知第170号）に基づき、県・市町と獣医師会が連携して狂犬病の予防を実施します。

1) 集合注射

狂犬病予防法等に基づき、佐賀県内市・町では毎年4月から6月迄の間に集合注射が計画され、その予防注射接種を獣医師会が事業として、その任務を果たします。

2) 個別注射

接種率の維持及び向上を図るため、集合注射を受けることができなかった飼い主や、新たな犬の飼い主に会員動物病院での狂犬病予防注射は年間を通じて実施します。

(2) 狂犬病予防啓発事業

1) 本会としての啓発活動

狂犬病予防の啓発を目的として、毎年4月から6月までの狂犬病予防月間に「狂犬病予防及び法令遵守」について、新聞等のマスコミを利用した広報を実施し、県や市・町と連携して、本会作成のポスターやチラシを行政機関の窓口で配布します。

人と動物の共通感染症については、厚生労働省、農林水産省や公益社団法人日本獣医師会から情報を収集し、会員動物病院でポスターの掲示やチラシを配布するとともに、本会ホームページに掲載し、普及啓発活動を実施します。

2) 会員獣医師を通じた啓発活動

人と動物の共通感染症の予防や正しい知識の普及啓発を目的として、ポスターの掲示、またチラシの配布を行うとともに、動物飼育者に対し狂犬病予防の正しい知識について指導する等、積極的に普及啓発活動を実施します。

2. 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）に基づき、県民の動物愛護思想の普及啓発・定着化を目的として、専門家である獣医師集団である本会が積極的に取り組みます。

動物の正しい飼い方等の普及・啓発による、人と動物が安心して心豊かに暮らせる社会環境の整備を目的とする以下の事業を行います

(1) 動物保護管理推進事業

1) 動物愛護フェスティバルの開催

家庭飼育動物が増加している中で、その習性や正しい飼育方法の周知、愛護・保護精神の育成等を普及・啓発することを目的として、佐賀県等と共催による「動物愛護フェスティバルさが」を10月に開催します。

広く県民に、「家庭動物の感染症対策」「飼い主のマナー遵守」「動物虐待の防止」「正しいしつけによる人への危害の防止」等の啓蒙・普及を図る目的で次の事業を実施します。

(動物愛護フェスティバル実施事業)

- ①優良飼育者の表彰（犬、猫等の優良飼育者の表彰）
- ②動物ふれあい広場（児童・生徒、親子による、リス・ハムスター・ウサギ・ヤギ等の動物とのふれあい）
- ③ペットなんでも相談（家庭飼育動物の飼育・健康相談に対する会員獣医師の指導・助言）
- ④人と動物の共通感染症等のパネル展示

又、佐賀県主催による、犬とねこの譲渡情報の掲示（犬、猫の里親探し）、動物図画コンクール優秀作品の展示（小学生の作品）及び、佐賀市主催による、犬のしつけ教室（人への危害防止の指導訓練）の実施に協力します。

2) 休日当番獣医師制度の運用

適切な動物の保護・管理を目的として、休日における動物飼養者の利便に対応するため、休日当番医制度を運用します。

新聞に休日在宅獣医案内を掲載するとともに、「動物病院の休日当番」案内専用フリーダイヤルを開設し、飼育動物の緊急の疾病等に対応します。

3) 小動物診療相談窓口の設置

犬、猫等の小動物のペットの動物病院での診療に関する県民の相談に対応するため、本会に「小動物診療相談窓口」を開設し、診療に関する相談や診療報酬や獣医事全般の相談を受け付けます。

(2) 犬猫避妊手術助成事業

適切な飼育方法の普及・啓発、飼育できなくなって処分される不幸な犬や猫を少なくするため、雌犬・雌猫の避妊手術を希望する飼養者に対して、動物病

院で手術を受けた場合に、費用の一部を本会が助成します。

(3) 傷病野生鳥獣救護事業

佐賀県が実施している傷病野生鳥獣救護事業の円滑な実施を目的として、県民が保護した傷病野生鳥獣を、快復するまで会員動物病院で一定期間保護し、治療を施す等、積極的に協力します。

(4) 野生動物救護対策事業

「絶滅の恐れがある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)に基づき、「九州・沖縄地区希少野生動物保護支援協議会」(平成25年8月に発足)による、長崎県「ツシマヤマネコ」、沖縄県「アマミノクロウサギ」、宮崎県「岬馬」の保護支援活動に、本会も支援します。

(5) 福祉介護犬医療助成事業

「身体障害者補助犬法」(平成14年5月29日法律第49号)で認定された盲導犬等の、感染症の予防と健康管理・保持を図ることにより、視覚障害者等の社会参加を促進する目的で、ワクチン等予防接種、投薬、診療等の費用を助成します。

(6) 学校飼育動物対策事業

小学校の動物飼育に対し、正しい動物の飼い方等を指導することにより、命の大切さ・動物愛護の情操教育の一助になるよう取り組みます。

学校飼育動物対策委員会において、研修会・講習会等の実施や、各地域の会員が学校からの相談や支援の要請に対応します。

本会や会員による電話相談窓口を開設しており、飼育動物の健康診断、動物介在体験学習、診療、飼育指導・助言等を実施します。

(7) 平成28年熊本地震に係る被災支援活動について

① 「九州災害時動物センター」について

広域的な災害発生時に、被災動物の救援及び保護を目的として(一社)九州動物福祉協会が「九州災害時動物センター」の建設を進めています。

突発的災害に対応するため、施設の早期完成と早期運用開始の実現に向けて、日本獣医師会、九州地区各県・市獣医師会と連携し働きかけていきます。

② 熊本県獣医師会への支援について

余震が続く中、被災された熊本県獣医師会の会員の方々は、避難生活を余儀なくされている中で、被災動物等の動物診療に努められています。

日本獣医師会や九州地区獣医師会連合会等が行う下記の支援活動に賛同し本会も協力します。

記

- ・各県・市獣医師会1会当たり20万円、7県・1市獣医師会合計160万円を拠出し、熊本県獣医師会を支援します。
- ・会員の皆様へ、1口1,000円の募金を要請し、募金活動を推進します。
- ・会員動物病院に募金箱の設置を要請し、被災動物支援活動を推進します。
- ・佐賀県内にペット等と同行避難された方のペット等を会員動物病院の協力をえて、一時保護等を実施します。
- ・日本獣医師会が進める「被災動物診療」支援活動に協力します。

今後、日本獣医愛会や熊本県獣医師会の被災支援活動について、新たな支援要請があった場合は、可能な限り支援を行っていきます。

3. 家畜衛生及び畜水産業振興支援事業

畜産の振興並びに安全・安心な畜産物を安定的に生産・供給し、国民の食生活の向上に寄与するため次の事業に取り組みます。

あわせて、畜産関係団体、公衆衛生団体等と連携し、団体が推進する事業に協力・支援します。

(1) 畜産関係指導普及事業

公益社団法人佐賀県畜産協会が実施する家畜伝染性疾病の発生予防対策事業や畜産経営診断事業の推進に協力し、家畜の損耗防止や安全な畜産物の生産振興に寄与します。

佐賀県農業共済組合連合会が実施する家畜共済事業に、本会が推薦した指定獣医師が従事し家畜の損耗防止や安全・安心な畜産物の生産振興に寄与します。

畜産関係団体が実施する畜産共進会や各種講習会等に協賛し家畜の改良増殖を始め、安全・安心な畜産物の安定供給を始めとした畜産振興に寄与します。

また、各種講習会を通じて獣医師の資質向上や自己研鑽に務めるとともに情報提供に努めます。

(2) 獣医公衆衛生指導普及事業

広く県民への食の安全の普及・啓発を目的として、食の安全・安心、食中毒の情報を提供します。

人畜共通感染症に関する市民公開講座等を開催します。また、関係機関や佐賀県医師会等が実施する共通感染症に係る事業に協賛します。

(公2 学術の振興を目的とする事業)

獣医師は、人と動物の共通感染症や動物特有の感染症の発生防止を通じて、人と動物が共生できる社会の構築を期待されています。

獣医学術の研鑽・技術の向上は、国民への動物感染症の予防と公衆衛生の向上に寄与します。

本事業は、県内及び九州地区の獣医師および獣医療関係者を対象に実施するもので次の事業を実施します。

1. 獣医学術九州地区学会・大会事業

平成28年10月16日に北九州市で開催される獣医学術九州地区学会は、九州地区の獣医師および獣医療関係者を対象に、獣医療の推進・研修や畜産の振興、獣医公衆衛生の発展に寄与することを目的として開催されます。又、同時に獣医学教育の充実や人材育成等を目的として九州地区大会が開催されます。

本会は、会員の学会発表、参加に積極的に取り組みます。併せて日本獣医師会が開催する学会等での発表、参加に積極的に取り組みます。

2. 講習会・研修会開催事業

会員の学術の研鑽と獣医療技術の向上並びに畜産の振興、公衆衛生の向上、動物愛護及び社会福祉の向上を目的に、産業動物部会、小動物部会、公衆衛生部会ごとに講習会・研修会を実施します。

あわせて、九州各県・市獣医師会の会員及び畜産関係者・公衆衛生関係者の出席を呼びかけます。

3. 佐賀県医師会との学術協力について

佐賀県医師会と連携し、人と動物の共通感染症に係る研修・講習会等を共催します。

II 収益事業

獣医療証明書等頒布事業

獣医師法、獣医療法、薬事法等で診療の際に義務付けられている証明書について統一した様式を作成し、頒布します。保有資産の有効活用を図ります。

III その他の事業

他1 会員相互扶助事業

会員の福利向上の充実を図り、本会の公益目的事業の円滑な推進に資するため次の事業を実施します。

1. 親睦事業 会員相互の親睦・融和を図るため交流・懇親会を開催。
2. 獣医事事業 獣医事に係る課題の検討、及び獣医事倫理の向上対策。
3. 福利・研修事業 各種獣医師共済制度の照会・加入促進及び日本獣医師会や各県獣医師会、学会が開催する研修会等の参加案内。
4. 学術奨励 日本獣医師会等が主催する学会での研究発表への奨励費の交付。
5. 慶弔 会員及び家族等への慶弔規定による給付。
6. 表彰 表彰規程による功労会員への表彰、及び日本獣医師会会長表彰、九州地区獣医師会連合会会長表彰の推薦。

IV 法人業務及び関連する事業

1. 獣医療体制整備について

県民の求める獣医療体制や本会の役割について、研究・整備を推進するため獣医療体制整備委員会で引き続き検討します。

2. 本会の発展に係る事業の推進

- ・ 行政機関、関係団体、佐賀県医師会等が実施する事業への協力
- ・ 各種情報の提供と出版物等の斡旋
- ・ 要請活動の推進
- ・ その他本会の発展に係る事業の推進